

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から41年1月まで

A町役場で母親が手続して、20歳から国民年金に加入しており、申立期間に検認印が押下された国民年金手帳を現在も所持している。間違いなく保険料を納付していたが、国民年金の加入期間となっていない。母親から結婚時に「持参金代わり」と言って渡された国民年金手帳の保険料が還付されていたはずがないので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する昭和38年9月から39年3月までの国民年金領収書及び同年4月から41年1月まで検認印が押下された国民年金手帳から、申立期間に申立人の国民年金保険料が納付されたことが確認できるものの、B年金事務所に保存されている還付整理簿によると、申立人が20歳に到達した38年\*月\*日から加入した強制加入被保険者資格が同年9月16日付けにて同資格が喪失されたとする還付事由により、申立期間に納付された29か月分の国民年金保険料が41年4月19日に還付されたことが確認できる。

しかし、申立期間は、申立人が国民年金以外の公的年金に加入がなく、ほかに国民年金被保険者資格を喪失する理由もないため、国民年金の強制加入期間に相当し、国民年金保険料を還付する合理的理由が見当たらないことから、国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から59年11月まで

夫が退職した会社の方から国民年金への加入を勧められたので、昭和44年10月頃にA市役所で自分が加入手続をした。国民年金保険料は、加入当初は町内の集金人、途中から同市役所の方に全て現金で納めていたので、申立期間の未納はありえない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月頃に夫が退職した会社の方から国民年金への加入を勧められたので、A市役所で自分が加入手続したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は59年12月頃に払い出され、同年12月10日に任意加入被保険者として資格を取得している上、申立人の夫は、払出時期において厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできない。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間は、申立人が平成16年10月20日付けでA市に提出した国民年金被保険者異動届に基づき、高齡任意加入した時点で当該申立期間の記録が同年11月26日に国民年金被保険者資格関係記録追加報告書により記録が追加されたことが確認できるほか、平成13年度末現在における同市の国民年金被保険者名簿では当該申立期間は未加入期間であることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間が182月と長期間である上、申立人は現在所持している年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間当時の記憶が曖昧であるなど関係人の証言が得られず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から59年12月まで  
高校を卒業後に実父の会社に入った。20歳になった頃に国民年金の通知が来たので、亡くなった実父から将来困らないように国民年金保険料を納めておくと聞いた。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和57年\*月頃に国民年金の通知が来たので、実父が国民年金の加入手続をして納付したと述べているところ、申立人の年金手帳は、A市の被保険者名簿から職権適用として使用する国民年金記号番号であり、60年12月20日に交付されたことが確認できる。

また、申立人の年金手帳が交付された時点で、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとするその父親は既に亡くなっており、その他の関係人からも証言を得ることができないなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 1041

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年12月まで

夫が会社を退職した後、私が国民健康保険と国民年金の加入手続をA町役場で行い、保険料を納付していた。この時期は、同町の雇用促進住宅に入居しており、必ず、国民健康保険と一緒に入っていたはずである。妹が社会保険労務士をしており、女性は義務付けられていなくても、自分の年金はあった方がいいと言われていたので、手続はしっかりしている。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が明確ではないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年4月頃に夫婦連番で払い出されており、夫婦共、同年1月資格取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、申立人及びその夫に対して国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、申立人が申立人の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 10 日から 60 年 4 月 30 日まで  
② 昭和 60 年 5 月 10 日から平成元年 2 月 28 日まで  
③ 平成元年 3 月 30 日から 7 年 1 月 20 日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に勤務していた。3社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が無いが、給与から厚生年金保険料を天引きされていたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、年金事務所の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないほか、申立人は、同社は従業員が2人ほどの個人事業所であったと供述していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったと考えられる上、オンライン記録において、同社が任意適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を明確に記憶しておらず、これらの者から、申立人の当該期間における勤務の事実及び厚生年金保険料控除についての供述を得ることができないほか、申立人のA社での雇用保険の記録は確認できない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、年金事務所の記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないほか、申立人は、同社は従業員が2人ほどの個人事業所であったと供述していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったと考えられる上、オンライン記録において、同社が任意適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は、当時の事業主は死亡したと供述している上、同僚の氏名を明確に記憶していないことから、これらの者から、申立人の当該期間における勤務の事実及び厚生年金保険料控除についての供述を得ることができないほ

か、申立人のB社での雇用保険の記録は確認できない。

申立期間③について、申立人が記憶する女性従業員には当該期間の一部にC社での厚生年金保険被保険者記録があること、及び当該期間に同社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間③を平成元年3月30日から7年1月20日までと申し立てており、「一緒に勤務した女性従業員は、私が退職した時も勤務していた。」と供述しているところ、当該同僚は、申立期間③の途中で厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる上、2年7月1日にC社で厚生年金保険の資格を取得した同僚は、「申立人は、私の入社前に勤務していた。一緒に働いたことは無く、勤務期間及び雇用形態はわからない。」と供述している。

また、申立人が記憶する同僚は死亡しているため、申立人のC社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述が得られない。

さらに、C社は現存しておらず、当時の事業主が死亡していることから、同社が解散した時点における事業主に照会したものの、回答が得られず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、一部期間について保険料を納付し、免除申請の承認を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 11 年 3 月 21 日まで  
平成 6 年 8 月に A 社に入社し、月に 30 万円の給与であった。その後 9 年 11 月からは年俸 400 万円に昇給し、退職するまで同じ給与であった。「ねんきん定期便」の標準報酬月額の記録が、7 年 1 月から 20 万円に、8 年 1 月から 17 万円に低下しているので調査の上訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳からは、申立人は、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を超える報酬を A 社から得ていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人とほぼ同時期に A 社に勤務した同僚は「給料は多かったが、会社が少なく届け出て、保険料も少なく引いてあったと思う。社長からそんな話があったと思う。」と供述しているところ、当該同僚から提出された「給与支給額及び保険料控除額一覧表」によると、平成 7 年 1 月以降の標準報酬月額が引き下げられているもの、おおむね引き下げられた標準報酬月額に見合う保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、A 社は「当時の資料が無いので分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る保険料控除額について確認することができない。

加えて、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点はなく、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 21 日から平成 2 年 1 月 8 日まで  
A市B町C地区のD社に勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い。入社時に各種保険料を差し引いて給料を支給するとの約束であったため、同社に勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主及び同僚の氏名並びに事業所の場所及び事業内容等を具体的に供述していることから、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、年金事務所の記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、D社は、現存しておらず、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社の商業登記簿で確認できた複数の社員に照会したが、厚生年金保険の取扱いについては分からないとの回答であった。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の記録は確認できないほか、申立人は申立期間において国民年金に加入し、一部期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月 16 日から同年 4 月 15 日まで  
② 平成元年 1 月 18 日から同年 4 月 25 日まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）に昭和 60 年 2 月 1 日から同年 4 月 15 日までの 3 か月間勤務したが、厚生年金保険の記録では 1 か月間しか被保険者期間となっていない。申立期間②について、C社（現在は、D社）に 63 年 7 月 1 日から平成元年 4 月 25 日までの 9 か月間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では 6 か月間しか被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の記録によると、A社の離職日は昭和 60 年 3 月 15 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、B社から提出された給与台帳によると、昭和 60 年 2 月の厚生年金保険料が同年 3 月分の給料から控除されており、申立期間に係る給与台帳について確認できず、同社は、「申立人の厚生年金保険料は昭和 60 年 2 月の 1 か月分のみ納付した。」と回答している。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得し、昭和 60 年 4 月 28 日に資格を喪失した同僚は、「申立人とは同期で入社し、私よりも 1 か月ぐらい先に退職した。」と供述している。

申立期間②について、D社は、「申立人の厚生年金保険加入記録は年金事務所の記録と相違ありません。」と回答し、同社から提出されたオンライン営業職員人事画面によると、申立人の厚生年金保険資格取得日及び退職日は、オンライン記録と一致している。

また、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得し、平成元年 1 月 31 日に資格を喪失した同僚によると、「申立人は私よりも先に退職した。」と供述している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。